

令和 5 年

第 11 回赤穂市教育委員会提出議案參考資料

赤穂市教育委員会

令和5年第1回赤穂市教育委員会提出議案参考資料

資料 1 赤穂市実費徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する要綱新旧対照表

資料 2 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会會議規則第5条第1項第4号の教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に該当するため非公開

資料 3 赤穂西中学校（C棟外）大規模改修工事変更概要

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会會議規則第5条第1項第4号の教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に該当するため非公開

資料 4 西播都市計画事業浜市土地区画整理事業の換地処分に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会會議規則第5条第1項第4号の教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に該当するため非公開

資料 5 赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会會議規則第5条第1項第4号の教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に該当するため非公開

赤穂市実費徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する要綱新旧対照表

現 行 要 綱	改 正 要 綱	綱
(趣旨) 第1条 この要綱は、子どもの円滑な特定教育・保育等の利用を図り、その健やかな成長を支援することを目的として、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65条。以下「法」という。）第59条第3号の規定による実費徴収に係る補足給付事業	(趣旨) 第1条 この要綱は、子どもの円滑な特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援の利用を図り、その健やかな成長を支援することを目的として、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65条。以下「法」という。）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者（以下「教育・保育給付認定保護者」という。）及び第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者（以下「施設等利用給付認定保護者」という。）のうち、低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助する事業を実施するため、必要な事項を定める。	
(事業の種類)	第2条 支給の対象となる事業は、次に掲げるものとする。 (1) 教育・保育給付認定保護者に対する日用品・文房具等に要する費用の補助 (2) 施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用の補助 (支給対象者)	第3条 支給対象者は、次に掲げる者とする。 (1) 法第27条第1項に規定する特定教育・保育、法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、法第29条第1項に規定する特定地域型保育又は法第30条第1項第4号に規定する特別保育の提供を受ける教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者のうち、次に掲げるもの ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）である者 イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯である支給認定保護者又は其入その他の状況を勘案し、これらに準ずる者として教育委員会が認める支給認定保護者とする。

<p>(2) 法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援（特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園又は幼稚園が満3歳以上の施設等利用給付認定子どもに対して提供するものに限り、法第7条第10項第5号の事業に該当するものを除く。以下同じ。）の提供を受ける施設等利用給付認定子ども（満3歳以上の者に限る。以下同じ。）に係る施設等利用給付認定保護者のうち、次のア若しくはウに該当するもの又はイに掲げる施設等利用給付認定子どもがいるもの</p>	<p>ア 施設等利用給付認定保護者及び当該施設等利用給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。）が7万7,100円未満である者</p>	<p>イ 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。）が同一の世帯に3人以上いる場合の負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p>	
--	---	---	--

（支給額）

第3条 支給の対象となる費用の種類及び支給限度額は、次に掲げるとおりとする。

- （1）給食費（法第19条第1号に規定する小学校就学前子どもにもに該当する支給認定子どもに係る副食費相当額に限る。） 月額4,500円
- （2）日用品、文房具及びその他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用並びに行事への参加に要する費用 月額2,500円

（支給の申請）

第4条 支給を受けようとする者は、実費徴収に係る補足給付申請書（様式第1号）

を教育委員会に提出しなければならない。

（支給の決定）

第5条 教育委員会は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、支給の可否を決定し、実費徴収に係る補足給付決定通知書（様式第2号）によ

り保護者に通知するものとする。
第6条 勅

り保護者に通知するものとする。
第7条 勅